

北海道地球温暖化防止対策条例の概要

背景 昨年開催された北海道洞爺湖サミットでは、温室効果ガス削減に係る長期目標を達成するため、世界全体で地球温暖化防止に取り組む必要があるとの認識で合意し、国際社会の協調により対策をすすめることが極めて重要であることが、世界の国々の人類一人ひとりに提示された。

このサミット開催を契機として、世界自然遺産・知床をはじめとする豊かな環境を有する本道から、環境に調和した持続可能な発展を可能とする社会の実現を目指し、地球温暖化防止に積極的に貢献する必要がある。

【条例の目的】 (第1条)

地球温暖化の防止について、道、事業者、道民の責務などを明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図ることをもって、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保と人類の福祉に寄与する。

【道の責務】(第3条)

- ・地球温暖化防止対策の策定・実施
- ・市町村や事業者、道民との連携・協働
- ・市町村や事業者、道民、環境保全活動団体等への支援
- ・道自らの事務・事業に関する地球温暖化防止対策の率先実行

【事業者の責務】(第4条)

- ・事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ・道の施策への協力

【道民の責務】(第5条)

- ・日常生活に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ・道の施策への協力

【観光旅行者等の協力】 (第6条)

- ・温室効果ガスの排出抑制に協力

地球温暖化防止に向けた具体的な取り組み

【道による「地球温暖化対策推進計画」の策定等】(第8条～第11条)

推進計画による地球温暖化対策の総合的・計画的な推進
道が実施する温暖化防止施策の公表・評価

地球温暖化対策指針による道民・事業者等への排出抑制の方策

【事業活動に関する取組】(第12条～第15条)

事業者 温室効果ガスの排出抑制を図るための措置をとるよう努力義務
大規模エネルギー使用事業者 温室効果ガス排出削減等に係る計画書・実績報告書の作成・提出 知事が公表

【再生可能エネルギーに関する取組】(第28条～第31条)

道 再生可能エネルギーの導入促進や情報提供
事業者・道民 再生可能エネルギーの利用推進への努力義務
大規模エネルギー供給事業者 再生可能エネルギー計画書・達成状況報告書の作成・提出 知事が公表

【自動車使用に関する取組】(第18条～第21条)

道民 公共交通機関等の利用や適正な運転・アイドリングストップの実践等への努力義務
大規模駐車場の設置・管理者 アイドリングストップを促す周知
自動車販売業者 新車を購入しようとする人に対し、性能情報の説明 (レンタカー業者 同様の説明の努力義務)

【森林保全等の取組】(第32条)

事業者・道民 森林保全及び整備、道産材の利用推進への努力義務
道 情報提供その他の措置

【機械器具使用に関する取組】(第22条・第23条)

温室効果ガスの排出の量の少ない機械器具の使用などへの努力義務
機械器具販売業者 器具を購入しようとする人に対し、省エネルギー性能情報の表示と説明

【啓発・広報に関する取組】(第33条～第34条)

道 温暖化防止に関する情報提供、学習機会の創出などの必要な措置
事業者 従業員に対する理解の促進への努力義務
「北海道クールアース・デイ」の制定 温暖化防止の取組を集中的に実施

【建築物の新增築に関する取組】(第24条～第27条)

建築主 建築物へのエネルギー使用の合理化などへの努力義務
大規模建築物の新增築等を行おうとする建築主 新增築時における建築物環境配慮計画書等の作成・提出 知事が公表

【その他の取組等】

行事・催し物等における環境配慮の取組の促進(第7条)
地球温暖化防止行動の促進や行動への支援(第16条)
環境物品等の購入等の促進(第17条)
冬期・夏期における取組の推進(第35条・第36条)
地産地消の推進(第37条)
顕彰、指導・助言、報告等の提出、勧告、公表(第38条～第42条)

継続的な取り組みによる低炭素社会の実現